

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>不利、有利を問わず約定するというのは良い是正案だと思う。ただ、これに対して抜け穴がある。具体的には、業者にとって不利なレートの時に「通信エラー」などの理由をつけて約定させない行為が挙げられる。FX 業者は、通信上の障害では仕方ないと言い訳ができるし、約定速度を故意に遅くすることもできる。</p> <p>業者がこのような方法で規制を回避することなく、公平な取引が行えるように抜け道を塞いでほしい。</p>	<p>合理的な理由なく約定を拒否する等の本改正の潜脱的な行為に対しては、金融庁として厳正に対処してまいります。</p>
2	<p>FX 取引の約定に関して、以下のような問題事例があるので、適正に対処してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注文時に数秒の処理時間を要し、意に反したレートで約定（仮に判定の難しい場合又は時間を要する際は、注文を失効させるべきである）。 ・通信エラーなどの名目で約定を拒否。色々な名目で約定拒否が行えるので規制が必要である（例えば、業者に不利な約定がなされそうな場合にあらさまに約定を拒否すると問題があるので、通信エラーという名目で約定を拒否する。既に発注済みなので「通信エラー」や「インターバンクからのレート配信が停止しているため」等の理由で約定拒否となることはありえない）。 ・逆指値等の予約注文を発注済みにも関わらず無効やキャンセル（失効）とする。逆指値は、投資家にとって損失を抑えるための重要な注文であり、約定拒否は許されるべきではない。 	

3	<p>FX 業者は、自社に不利なレートで約定すると判断した時にスリッページではなく、スプレッドを広げることにより顧客にとって不利益な取引を提供できる。</p> <p>顧客に不利益な取引を防止するためには、スリッページだけでなく、スプレッド（特に低スプレッドや固定スプレッドを広告している業者）を併せて規制する必要がある。</p>	<p>店頭デリバティブ取引等業者が、その広告等において、スプレッドの取扱いについて実態とは異なる虚偽の表示や誤解を生ぜしめる表示を行った場合には、投資者保護上問題があるものと考えられます。</p>
4	<p>FX 業者の中には、「原則固定スプレッド」などと広告しているにもかかわらず頻繁にスプレッドを広げている業者があり、問題である。</p>	
5	<p>電子取引を行わない店頭デリバティブ取引業者（常に外務員が電話により顧客と約定を行う）は、監督指針案Ⅳ—3—3—4（1）に記載されている事項を遵守する必要がないという理解でよいか。</p>	<p>電子取引を行わない通貨関連店頭デリバティブ取引等業者に関しても、監督指針案Ⅳ—3—3—4（1）が適用されます。</p>
6	<p>FX業者に対し、顧客からの注文時のスプレッドとカバー先との取引でのスプレッドの差益を顧客に対して開示するよう義務付けるべきである。</p>	<p>ご指摘の点は今回の改正とは直接関係するものではありませんが、貴重な御意見として承ります。</p>
7	<p>FX業者に対し、顧客との取引に関してカバー先とカバー取引を行っているのか、他の顧客の反対売買と相殺して約定処理しているのか（いわゆるマリー）を、顧客に対して個別の取引ごとに開示するよう義務付けるべきである。</p>	
8	<p>金融監督当局はレバレッジ規制を柔軟化し、問題があるFX業者に対してはレバレッジの上限を引き下げ一方、問題がないFX業者に対してはレバレッジの上限の引上げを認める等して、それを公開することにより、投資家にとって優良な業者と問題のある業者の見分けがつきやすいようにすべきである。</p>	

9	<p>顧客からの注文時のスプレッドとカバー先との取引でのスプレッドの差益を得ているFX業者については「手数料無料」の広告を禁止すべきである。</p>	
10	<p>不正な売買等をしていないにもかかわらず、一方的に口座凍結を行うFX業者がいる。例えば、短期売買（スキュルピング）で利益を伸ばした場合に一方的に口座凍結が行われてしまうことがあり、適正に対処してほしい。</p>	